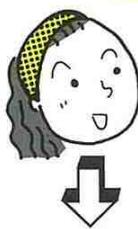


第1号
平成10年1月

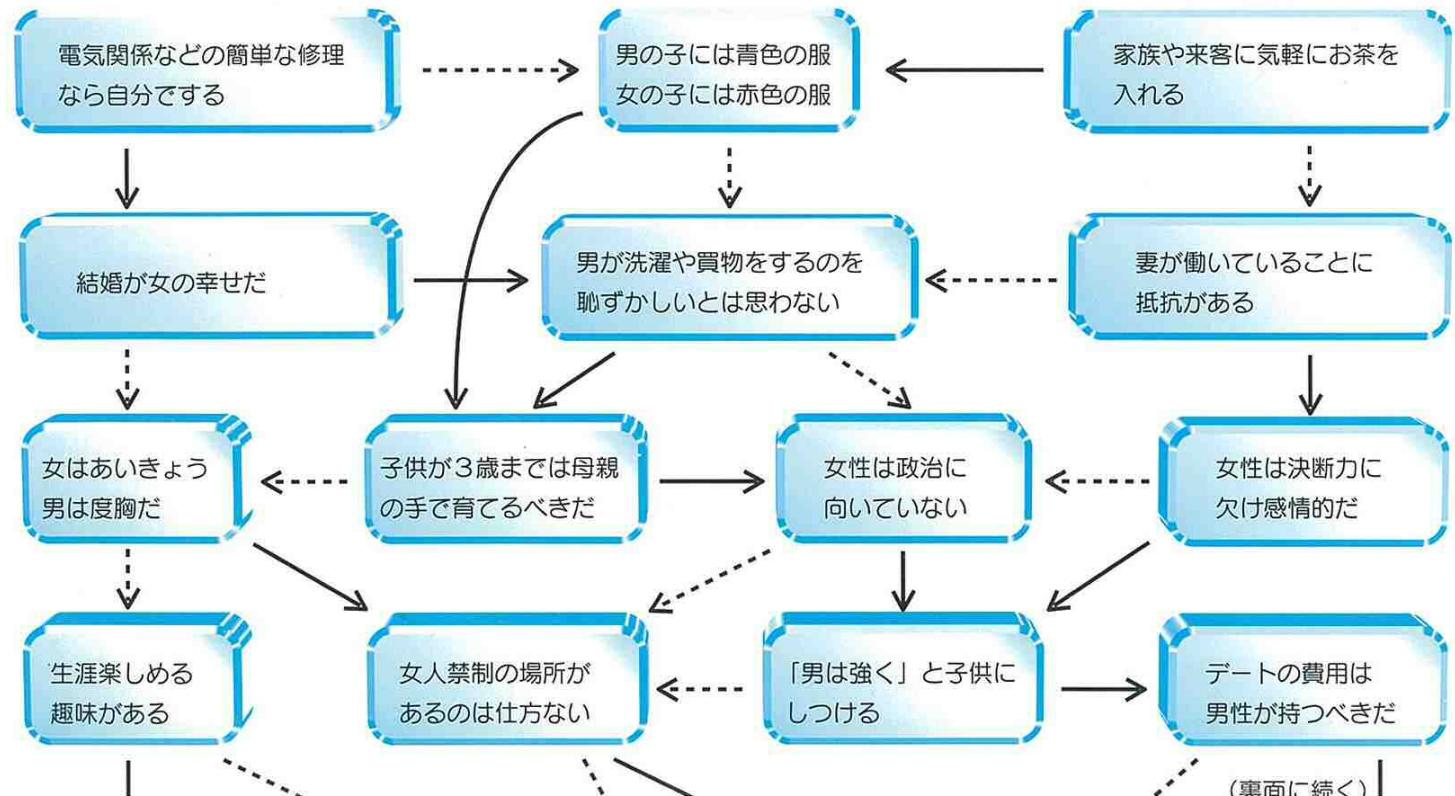
男は仕事!? 女は家庭!?



あなたの心の奥 ちょっとのぞいてみませんか？



→ YES
---> NO



“男は仕事!? 女は家庭!?”

藤井さん

33歳
結婚5年目
専業主婦
子供1人

寺井さん

33歳
結婚6年目
会社員
子供なし

藤井さんと寺井さんは高校時代の同級生、ある日道でばったり会いました。

藤井：わあーすごい久しぶり。学校卒業してもう15年ぶりかなー。

元気にしてたの？まだ仕事続けてるの？

寺井：もちろん頑張っているわよ。今は責任ある仕事も任せてもらって、いろいろしんどいこともあるけど、やりがい十分よ。あなたも頑張ってるんでしょ。人のために何かしたいから、看護婦になるんだって、勉強いっぱいしてたものね。

藤井：うーん、仕事辞めちゃったの。家事との両立ができなくて。

寺井：両立って？

藤井：看護婦って、勤務時間がすごく不規則でしょう。でも、主人の時間に合わせて、睡眠時間を削って食事の準備したり、洗濯や掃除や、しなきゃいけないこともいっぱいあるでしょう。子供が産まれてからは、昼だけの勤務に変えてもらって、しばらく頑張ったんだけど、家事・育児に追われて、体を壊しそうだったから、残念だったけど辞めたの。

寺井：彼に、家のこと手伝ってもらったりしなかったの？

藤井：んー、仕事忙しいみたいだしね。

寺井：でも、あなたも仕事と家事を全部一人でこなして、忙しかったんじゃないの!?

藤井：確かに忙しかったけど、家の仕事は女の仕事だし、それがいい加減になるなら、仕事は辞めるように言われてたしね。

寺井：家の仕事って、二人の家なんだから、お互い協力してするもんだと思うんだけどなあ…。

うちなんて、夕御飯は料理を作ったほうが、片付けしない取り決めにしてるわよ。それにボーナスなんて、わたしのほうが少し多いんだけど、彼は家計に余裕ができるって喜んでるわよ。

藤井：へーー。うちなんて「家族を養うのは男で、家事は女の仕事だから、外で働くなくていい!!」って感じかな。家では何にもしないわよ。まるで石のようにじーっとしてるの。家のことで相談でもしようものなら「俺は仕事で疲れてる。おまえは昼間遊んでるんだから、それぐらいきっちとしろ」って。

私も別に遊んでるわけじゃないんだけど…。

家政婦さん雇ったら、一体幾らになると思ってるんだー！って思うけどね。

寺井：今どき、そんな人いるんだね。わたしの弟なんて、今度二人目が生まれるのを機に育児休暇を取って、子供の世話をしてみたいって張り切ってる。うちでも、何でも二人で協力して、同じことを体験してるから、お互いの気持ちが分かり合えるし、人生のパートナーって感じかな。

藤井：なんだか、うちとえらく違うなあ。

何が正解で何が誤りというのではありませんが、日ごろあなたが何げなく思っていたことに、

ちょっと気づきませんか？

④なお、もちろんこれがすべてではありません。違っていたらごめんなさい。

ステレオタイプ	アンバランスタイプ	新たな波をつくるタイプ!?	希望の光タイプ
う~ん。このままでは時代に取り残されてしまいそう。 「男らしく」「女らしく」の殻を破って自分らしさ“個性”を求めてはどうでしょう。	男女平等と分かっていてもいいとこ取りしていませんか?都合のいい時だけ女(男)を主張してみたり、平等を訴えてみたり、女(男)を使いつけていませんか?	男女平等という時代の流れに乗って“今”を生きているあなた。 これからはあなた自身が新たなうねりを作るホープを目指してみては?	今をときめくあなたは、女(男)らしさの「～らしさ」に縛られない自立した自由人。豊かな発想で、楽しくあなたらしい人生が送れそう。



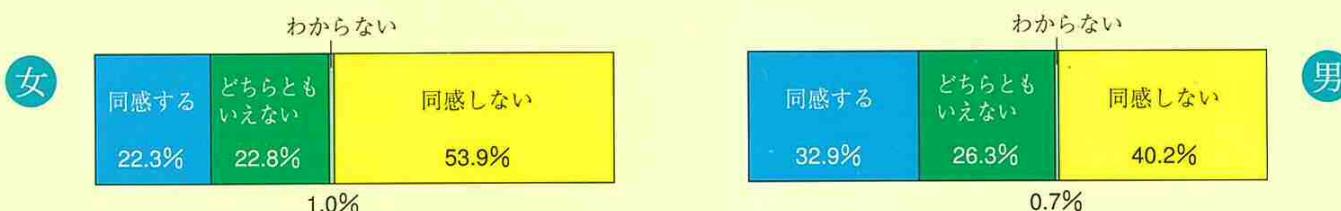
藤井さんの家庭と寺井さんの家庭、ずいぶん違うようですが、あなたの家庭はどうですか？

- | | |
|---|--------------------|
| Q 1、夫は料理をしますか？ | (はい・時々する・いいえ) |
| Q 2、妻が友人と一泊旅行。夫は気持ちよく送り出しますか？ | (はい・しぶしぶ・許さない) |
| Q 3、朝、妻は夫より早く起きるのは当然？ | (当然妻・夫・場合に応じて) |
| Q 4、家族を養うのは夫の責任だ!! | (当然そう思う・妻が養ってもいい) |
| Q 5、共働き夫婦で、妻が夫より“高給取り”になつたら？ 夫は(喜ぶ・機嫌が悪くなる・気にしない) | |
| Q 6、妻は、仕事と家庭の両立をすべきだ!! | (当然・夫婦2人で家事をすればよい) |
| Q 7、夫が育児休暇を取ることをどう思う？ | (賛成・反対・状況に応じて) |
| Q 8、もし、値段を付けるとしたら、妻の家事労働の報酬は？ | () 円 |
| 夫の家事労働の報酬は？ | () 円 |

いかがでしたか？ぜひ、夫側と妻側で答えを合わせてみてください。

ところで、世間の人が、こういったことをどう思っているか気になりませんか？

「男は仕事、女は家庭」の考え方について



総理府「男女共同参画に関する世論調査」1995年より

最近のTOPIX

「男なのに職業欄に“保母”と記入しなければいけないのは納得できない。」と、長崎県の“保父”さんからの相談をきっかけとして、総務庁は平成6年から、この件を検討していました。最近では聞き慣れてきたこの“保父”という表現は、単に通称にすぎません。

1995年現在で、保母の0.7%が男性であり、今後まだ男性の進出が期待されているという面からも、総務庁は、厚生省に平成9年9月末に名称変更の要請をしました。

“保父”を法令上使えるものにするか、“保育士”的に、男性、女性ともに使える名前を考えるかになりそうです。



本の紹介

—アリーテ姫の冒険—

ダイアナ・コールス作 学陽書房

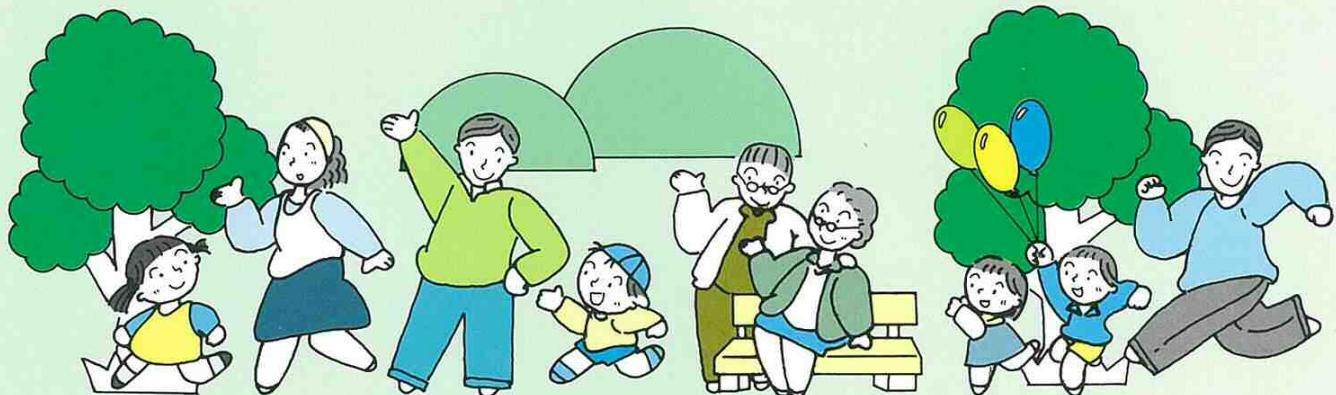
子供のころ読んだ絵本。いつも強くて、たくましく、勇気があるのは男の子。「白雪姫」や「シンデレラ」「眠れる森の美女」「一寸法師」など…。

いつも悪者をやっつけるのは王子様で、女の子は助けに来てくれるのを、ただひたすら待つばかり、自ら行動することはほとんどありません。もちろん、どのお話もいいお話ですが、いつもワンパターンです。

この物語には、白馬に乗った王子様はやってきません。魔法使いから3つの難問を出されたアリーテ姫が、武器を持たずに知恵と勇気をもって、自分の力で運命を切り開く痛快なお話です。

女性の自立と社会参加意識が高まり、就労をはじめとするいろいろな分野に、女性が進出しています。しかし、いまだに固定的な性別役割分担の考え方方が根強く残っており、女性が持っている能力を、十分に発揮できているとはいえない状況にあります。

藤井寺市では、男女平等について協議・推進するため、藤井寺市女性政策推進本部を設置しました。推進本部では、女性の意見を反映しながら、女性も男性も性別にとらわれることなく、持てる個性や能力を十分に発揮できる環境づくりを目指します。



男女がともにいろいろな分野でより協力し
あえる社会にするために、あなたのご意見
をお寄せください。



性別の違いによる家庭や社会での役割分業についてどう思
いますか？

(このリーフレットをご覧になってのご意見や
ご感想でも結構です。)



ありがとうございました。



お問い合わせ・送付先
藤井寺市 市長公室 自治推進課
☎39-1111(代表)



差出有効期間
平成12年1月
31日まで
(切手不要)

郵便はがき

5 8 3 - 8 7 9 0

藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市役所
市長公室 自治推進課 行

あなたのことをお知らせ下さい。

性別 女 · 男

年代 10歳代・20歳代・30歳代・40歳代
50歳代・60歳以上

○―― 差し支えなければ、記入してください。――○

お名前 _____

おところ _____

キーワード

ジェンダー

女らしさ・男らしさのように、社会的・文化的に作られていく性別・性差のことで、社会や文化が女性・男性に「こうあってほしい」と期待してきた役割・イメージによりつくられたもの。

エンパワメント

個人が、社会の一構成員として、自覚と潜在的な能力をより一層高め、いろいろな分野に力を発揮できる存在となること。

性別役割分業意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方で代表されるように、生まれもった性別の違いが、社会的な役割分業を生み出しているとする意識。



女性も男性も性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を認め合い、多様な生き方のできる社会づくりを目指しましょう。

女性のための相談窓口

●ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)(休館日 毎週水曜日)

電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
午後6時～8時
土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後4時

☎06-937-7800 (電話相談専用)

面接相談・法律相談・からだの相談などの予約・問い合わせ
外国人女性のための相談(ハングル、中国語、英語)

☎06-910-8588

ドーンセンター(大阪市中央区大手前1丁目3番49号)

谷町線天満橋駅より徒歩5分

女性と男性の新しいパートナーシップを創り出す拠点として、1994年11月にオープン、ドーン(DAWN)は英語の「夜明け」「物事の始まり」を意味し「ドーンといこう」「ドーンとこい」という大阪の女性の意気込みを表しています。

女性に関する情報センター、カウンセリング学習やグループ活動の場の機能を備えた施設です。

●労働省大阪女性少年室

男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法、セクシュアル・ハラスメントなど働く女性の問題についての問い合わせ

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

☎06-941-4647

●大阪弁護士会

セクシュアル・ハラスメント電話相談

毎月第2木曜日 午前11時30分～午後1時30分

☎06-364-6251